

生衛いばらき WEB版 第24号

令和2年10月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

1 令和2年度経営特別相談員研修会を開催しました

9月15日(火)三の丸ホテルにおいて令和2年度第1回経営特別相談員研修会を開催しました。研修会では、

- 1 当指導センター専務理事の櫻井さつきから「経営特別相談員制度および感染症について」
- 2 日本政策金融公庫水戸支店融資第二課長の森貴行氏から「生活衛生改善貸付推薦書作成のポイントと日本公庫の融資制度について」
- 3 茨城県よろず支援拠点チーフコーディネーターの宮田貞夫氏から「コロナの時期の事業者としての生き残り方」
- 4 茨城働き方改革推進支援センター社会保険労務士の松本光治氏から「スッキリ解説！最低賃金とコロナ支援策(雇用調整助成金)について」
- 5 当指導センター経営指導員の萩原薫から「生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法について」の講義がありました。

当日は、経営特別相談員45名の出席をいただき藤枝事務局長から修了証書が交付されました。



なお、次回の経営特別相談員研修会は令和3年2月16日(火)14:00から16:00三の丸ホテルにおいて開催予定です。

2 「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結しました

茨城県は茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合と、大規模災害発生時に宿泊施設などを提供する協定を令和2年9月3日に締結しました。

協定には、茨城県が行う被災市町村に対する災害時の対策において、避難の際に支援や配慮が必要となる被災者を中心に、同組合加盟381社のホテル旅館が宿泊、食事、入浴等の支援活動を行うことが盛り込まれています。

【写真：協定を締結後の大井川知事と吉岡理事長（中央）】



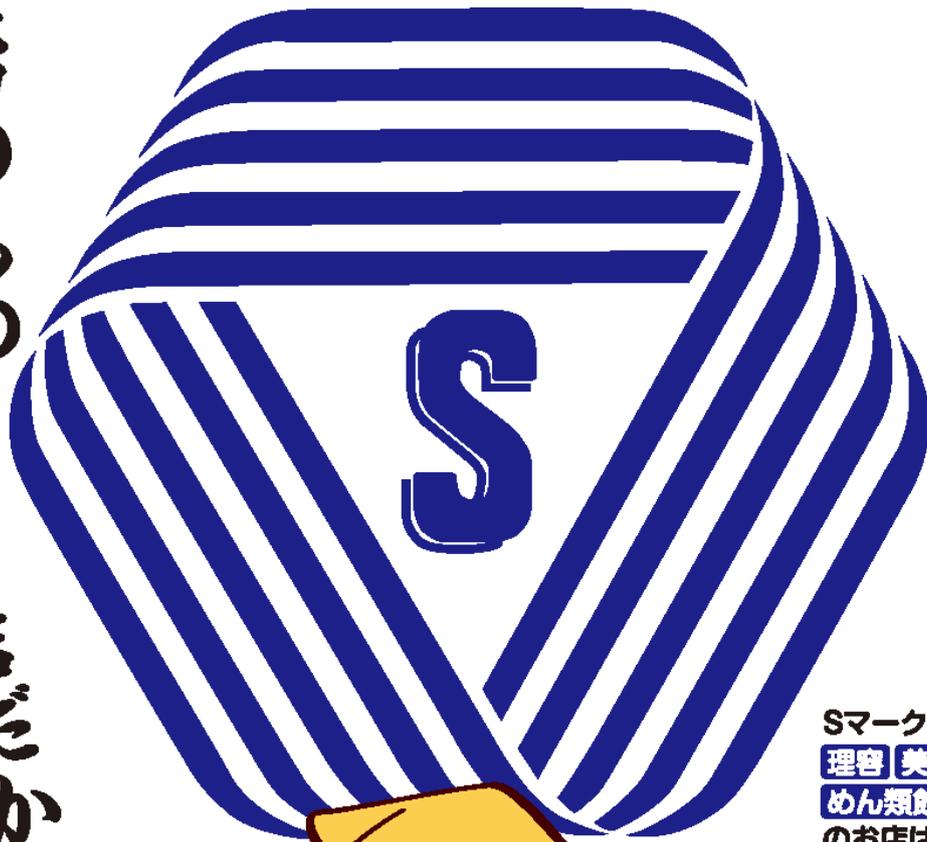
3 11月は標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間です

標準営業約款（以下「約款」という。）の制度は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、消費者利益擁護の観点から、消費者の店舗選択の利便を図ることを目的として創設された制度です。この約款は、生活衛生関係営業の業種ごとに営業方法等に関し、役務等の内容及び施設設備の表示の適正化並びに損害賠償実施の確保の各事項について定めたものであり、当該約款に従って営業を行おうとする営業者は各都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に登録を行うこととなっています。現在、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の5業種について設定されています。

しかしながら、約款の登録は決して高い水準とはいえない状況にあるため、引き続き、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対しても約款制度について普及・啓発活動を強化していくことが必要となっています。

このため、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）及び都道府県指導センターでは、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省及び各関係行政機関等の協力を得ながら、5業種の各生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）及び生活衛生同業組合（以下「組合」という。）等と連携して、全国的に多様な周知広報活動を強力に推進し、約款制度の周知を図り、併せて登録の推進を図るものです。

皆のもの
Sマークのお店だから
安心なのじゃ!



Sマークのある
理容 美容 クリーニング
めん類飲食 一般飲食
のお店は、3つの「S」

S 安全
Safety

S 安心
Standard

S 清潔
Sanitation

をお約束します。



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは  マークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター 後援：厚生労働省